

令和３年第８回・西海市農業委員会総会議事録

- １．開催日時 令和３年８月２５日（水）
午後２時から午後３時
- ２．開催場所 大瀬戸コミュニティセンター ３階会議室
- ３．委員定数 条例定数１９人 現委員１９人
- ４．出席委員 （１７人）

会 長	１ 番	岩 崎	信 一 郎						
会長代理	２ 番	松 本	千 代 治						
委 員	３ 番	山 口	隆	４ 番	谷 脇	文 弘	５ 番	松 崎	常 俊
	６ 番	津 口	祐 二	７ 番	岸 本	六 郎	８ 番	白 石	幸 憲
	９ 番	福 田	務	１ ０ 番	葉 山	諭	１ １ 番	瀬 川	洋 子
	１ ３ 番	辻 尾	政 幸	１ ４ 番	朝 長	久 夫	１ ５ 番	宮 崎	壽 治
	１ ６ 番	水 嶋	政 明	１ ７ 番	葉 山	静 子	１ ８ 番	知 念	近 海
- ５．欠席委員（２人）

	１ ２ 番	浦 口	大 輔
	１ ９ 番	田 中	初 治
- ６．議事日程
 - 第 １ 議事録署名委員の指名
 - 第 ２ 議案第 ３ ５ 号 農地法第 ３ 条の規定による許可申請について
議案第 ３ ６ 号 農地法第 ４ 条の規定による許可申請について
議案第 ３ ７ 号 農地法第 ５ 条の規定による許可申請について
議案第 ３ ８ 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 ３ ９ 号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第 ４ ０ 号 非農地通知の対象とすることの決定について
 - 報告事項 転用許可不要案件届出について
- ７．事務局 事務局長：浦野幸征 局長補佐：神浦真吾 主査：谷内美佳
主任主事：本田美春
- ８．会議の概要
事務局 只今から令和３年西海市農業委員会第８回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員 １９ 名中 １７ 名で、定足数に達しておりますので総会
は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長　　これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長　　今回の議事録署名委員は、15番：宮崎委員、16番：水嶋委員にお願いいたします。

議長　　それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番について事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請について「1番」について説明いたします。資料は2頁となります。物件は西海町川内郷字黒岩の畑、計2筆1,683㎡の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、賃貸人・賃借人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、賃貸人の父親と使用貸借契約（期間10年）を交わしていたが、相続と契約に対する意向を聞いたところ、契約変更の申し入れがあり、合意解約を行い、賃貸借契約を締結するものとなっています。権利種別は「賃貸借権の設定」となっています。使用貸借書の条項に基づき、契約更新についての意向について相続人に連絡をとったところ、賃貸人から契約変更について打診があり、法人内及び賃貸人と協議を行ったところ賃貸借契約への変更について合意に至ったため、今回の申請手続きに至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。第3項の要件の有無については、1号、2号、3号ともに有となっています。関係資料は1頁及び3頁から6頁までで、1頁に位置図、3頁に付近状況図、4頁に現況写真、5頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。6頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は賃借人の事務所から約150mの位置にあり、徒歩で約2分以内のところに申請地がある状況です。農地法

第3条第2項の各号及び第3項の各号の要件を満たすことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました1番につきまして、4番委員、補足説明をお願いします。

4 番 4番委員です。19番委員が欠席のため、代わって補足説明をいたします。賃貸人の父は無償で貸していましたが、所有者が替わり借地料が発生したため、契約変更したいということでした。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第35号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第35号の2番ですが、本案は、18番委員が本人に「代理」している農地の権利の移転の審議に該当する事案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。

《18番委員退席》

議 長 それでは、2番について事務局から説明をお願いします。

事務局 「2番」について説明いたします。資料は7頁・8頁となります。物件は西海町木場郷字下丸尾の畑6筆5,906㎡と丹納郷字永田平の畑1筆966㎡、田5筆5,103㎡、同郷字石田前の田2筆534㎡、畑4筆2,263㎡、黒口郷字野田の畑1筆998㎡、計、田7筆5,637㎡、畑12筆10,133㎡、合計19筆15,770㎡の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可あり次第、贈与の手続き及び農地の所有権移転登記を行うとなっています。権利

種別は「所有権移転 贈与」となっています。譲り渡し人と譲り受け人は親子で平成 16 年 3 月に農地法第 3 条の使用貸借権設定の許可を受けていましたが、土地所有者名義を変更するため、今回の申請手続きに至ったと聞いております。

農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 1 頁及び 9 頁から 26 頁までで、1 頁に位置図、9 頁に付近状況図、10 頁から 15 頁に現況写真、16 頁から 24 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。25 頁・26 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約 7.5 k m 以内の位置にあり、車で約 12 分以内のところに各申請地がある状況です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 2 番の申請地 1 番から 18 番につきまして、4 番委員、補足説明をお願いします。

4 番 4 番委員です。20 日に申請人と代理人に話を聞いてきました。申請人は定年後、ミカンと米を作っていましたが、最近体調を崩し入院したため、農作業することが困難になり、長男に贈与したいとのことでした。申請地 1 から 18 の現地を見てきましたが、多少草が伸びておりますが、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 申請地 19 番につきましても、4 番委員、補足説明をお願いします。

4 番 19 番も現地を見てきましたが、同様に問題ありませんでした。

議 長 ただ今、議案第 35 号の 2 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 18 番委員、入室してください。

《18 番委員着席》

議 長 続きまして、議案第 35 号の 3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「3 番」について説明いたします。資料は 27 頁となります。物件は西海町面高郷字カソヒラの畑 2 筆 1,887 m²の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可後、直ちに贈与し、所有権移転を行う。圃場整備事業において、申請地の名義変更登記を行っていなかったことが判明。協議の結果、所有権移転登記を行うことで合意したため申請手続きを行うもの。となっています。権利種別は「所有権移転 贈与」となっています。申請地について、圃場整備事業計画に参画し、土地の所有者の名義について、所有権移転登記が行われていないことが判明した。当事者の間で協議を行った結果、真正な登記名義を回復するため、贈与による所有権移転登記を行うことで合意に至ったため、今回の申請手続きになったと聞いております。農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 1 頁及び 28 頁から 31 頁までで、1 頁に位置図、28 頁に付近状況図、29 頁に現況写真、30 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。31 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約 1.3 k m の位置にあり、徒歩で約 15 分のところに各申請地がある状況です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 3 番につきまして、9 番委員、補足説明をお願いします。

9 番 9 番委員です。21 日の 13 時に、地元の推進委員と一緒に現場を確認しました。現場は長年耕作されておらず、葛や草が結構生えておりますが、今事務局の説明があったとおり、申請地は基盤整備をやる計画の範囲の中に入っていて、見直し作業をしていたところ、名義が違っている事がわかったそうです。先代からずっと耕作していましたが、名義変更がされていないため、今回の議案として上がってきたと聞いています。何ら問題ないのではないかと推進委員とも話しをしてきました。以上です。

議 長 ただ今、議案第 35 号の 3 番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
 の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 36 号「農地法第 4 条の規定による許可申請につ
 いて」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 36 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について「1 番」
 を説明いたします。資料は 32 頁になります。所在が西海町中浦南郷字
 岡の畑・計 1 筆・100 ㎡で利用状況は不作付けとなっています。申請
 地の地番・申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由
 は住宅敷地出入口通路設置で、住宅改築に併せ旧自宅出入口前面道路
 が狭く危険であるため、出入口を広い市道に面して確保するためとな
 っています。

 添付資料は、33 頁から 39 頁までで、33 頁に位置図、34 頁に付近状
 況図、35 頁に現況写真、36 頁に字図、37 頁に航空写真を添付してい
 ます。38 頁に被害防除計画書、39 頁に土地利用計画図を添付していま
 す。併用地の既存宅地の宅地と併せて敷地とし、軽量鉄骨造平家建住
 宅 1 棟を建築する計画となっています。38 頁にもどり、申請地の造成
 計画の内容ですが、盛土を行う最高 1 m、最低 0.5m。切土を行う最
 高 1.5m、最低 0.5m、被害防除措置として土留め工事をする。被害防
 除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、周辺農地と離れ
 ており特段被害を及ぼす恐れがない。農業用排水施設の有する機能
 に支障を生じさせないための措置として、雨水排水は自然流下。汚水
 処理、生活雑排水は合併浄化槽処理、処理水の放流は道路側溝となっ
 ています。雨水等の自然流下のみで特段被害の恐れはない。周辺の農
 地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置、被害防除措置の
 内容又は被害の恐れがない理由として、敷地を舗装し土砂等の流出を
 防止するとなっています。工期は許可日から令和 4 年 3 月 31 日を予定
 しています。農地区分について、申請地は集落内の市道や里道に接し、
 宅地と雑種地と畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立

した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました1番につきまして、5番委員、補足説明をお願いします。

5 番 5番委員です。先日、私と会長と地元推進委員と申請者の4人で現地を見てまいりました。申請地は、以前所有権移転で息子さんの方に移転されたとのことですが、現在は作付されていませんでした。周りに農地はなく、進入路として利用することに何も問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第36号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は40頁となります。物件の所在は、西彼町鳥加郷字ハマリ田の畑・計2筆・46㎡の申請となっています。譲り渡し人及び譲り受け人については、議案書記載のとおりです。使用目的は「通路の設置」、移転の事由は「宅地に通じる生活用道路を設置するため」となっています。権利内容は「所有権移転・売買」です。添付資料は、41頁から47頁までで、41頁に位置図、42頁に付近状況図、43頁に現況写真、44頁に字図、45頁に航空写真を添付しています。46頁に被害防除計画書、47頁に土地利用計画図を添付しています。申請者の宅地へ通じる生活用道路を設置するため、申請地2筆46㎡を利用する内容となっています。46頁にもどり、被害防除の内容は、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、現状のまま利用する。被害防除措置の内容または被害の発

生の恐れがない理由として、通路としての利用に留めるため造成は行わない。また土地表面は碎石敷（厚さ 5 c m）とすることで雨水の地下浸透を妨げることなく、隣接里道と同様に表面水は隣接側溝へと排水させるため土砂の流出等の被害発生の恐れはない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。河川管理者等との協議内容は雨水等の自然流下のみのため、被害発生の恐れはない。工期は許可日から令和 3 年 10 月 30 日を予定しています。本件の一部は令和 3 年 2 月総会において農業振興区域内農地から除外した案件です。申請地は市道や里道に接し宅地や田（耕作されていない農地）に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは 2 番委員、補足説明をお願いします。

2 番 今週の月曜日、23 日に、地元の推進委員と 2 人で、現地確認をしまして、申請者にも立ち合いをしていただき、説明を受けてきました。現場は写真を見ればわかりますように、付近に申請者の住宅が建っており、鉄板を敷いている部分を通路として使っておりますけども、まだ幅が狭いため、申請にあるように、幅が 1.5m ぐらいで長さが 30m ぐらいの部分を生活用道路として使いたいということで、今回の申請となっています。高さについては碎石を 5 c m ぐらい敷くだけで、そのまま使うということですので、色々な農地に及ぼす影響などは考えられませんでした。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 37 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 37 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 38 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

資料の 48 頁をお願いします。議案第 38 号、農用地利用集積計画の決定について。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する、となっています。

49 頁は農地利用集積計画集計表で、今回は合意解約 4 筆 5,327 m²と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）従来分 27 筆 18,021 m²と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）一括方式分 10 筆 15,982 m²が計上されています。

50 頁は合意解約分で 3 件 4 筆分 5,327 m²が計上されています。51 頁・52 頁は県公社借入分の従来分で、今回 14 件 27 筆 18,021 m²が計上されています。小迎地区県営農業競争力強化基盤整備事業に係る分で整備計画に編入を行うものです。今回配分はありません。53 頁は県公社借入分の一括方式分で 5 者から賃貸借する 10 筆 15,982 m²について計上されています。

今回申請があった利用集積の利用集積・配分手続き各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。新規契約分 8 筆分と契約満了分の再契約 2 筆分、計 10 筆分の賃貸借契約が今回の集積計画となっています。54 頁は 8 番の一部利用について、参考資料として航空写真を添付しています。農業経営基盤強化促進法第 18 条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長

県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長

無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。よって、議案第 38 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長

続きまして、議案第 39 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

資料の 55 頁をお願いします。議案第 39 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について。農用地利用配

分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める、となっています。資料は 56 頁から 64 頁までです。56 頁は合意解約分の明細で 2 件 5 筆分となります。契約変更を行うため合意解約となりました。次の耕作の予定があると聞いています。57 頁・58 頁は従来分の利用配分計画分で、1 番から 27 番の 27 筆については今回配分はありません。28 番から 32 番の 5 筆 3,859 m²は再配分を行う分で、先月の合意解約分 1 件 5 筆を土地の所有者の方に再配分した内容となっています。60 頁に申請者の経営状況を添付しています。

59 頁は、先ほど 53 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 10 筆に対して、県農業振興公社から「4 者」に対し、賃貸借「5 年」のもの 5 筆、賃貸借「10 年」のもの 5 筆、合計 10 筆、15,982 m²の各筆明細を計上しています。今回の申請者となった 4 者の担い手の経営状況につきましては、61 頁から 64 頁に資料を添付しています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。

本案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、通常分の 28 番から 32 番につきまして、11 番委員、補足説明をお願いします。

1 1 番 11 番委員です。8 月 21 日に、本人さんと推進委員さんで確認してきました。5 筆で 3 反 8 畝ぐらいのまとまった土地で、前の耕作者が耕作出来なくなったため、作ることになりました。耕作者は、稲作や野菜・ミカンを熱心にされており、来年の春にはミカンを植えつけるということでした。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、一括分の 1 番から 3 番の補足説明を 6 番委員をお願いします。

6 番 6 番委員です。23 日（月曜日）に、11 番委員と、この 3 か所を現地確認に行ってきました。1 番から 3 番まで、現在はデコポンや普通柑などの果樹・ミカン類が植えてありました。譲り受け者についてですが、電話で確認してみたところ、現状どおり果樹を栽培するということで、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、4 番から 8 番の補足説明を 4 番委員をお願いします。

4 番 4 番委員です。譲り受け人は佐世保市にお住まいの方で、自宅の近くに 70 a ほど、ミカン栽培をしております。以前から、経営規模を拡大としたいと思っていたようで、お父さんとお母さんと 3 人で頑張っているということでした。何の問題もないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、9 番の補足説明を 14 番委員にお願いします。

1 4 番 14 番委員です。これは 6 月、7 月の議案と同じ場所ですけど、譲り受け人は前も言ったように、大西海の枇杷部会長もしておりまして、枇杷のほうもよく管理されておりました。以上です。

議 長 続きまして、10 番の補足説明を 17 番委員にお願いします。

1 7 番 17 番委員です。先日 8 月 21 日に譲り受け人と 5 番委員、それと地元推進委員とで現地を見てまいりました。この土地は先ほどの説明の中にあったように、契約更新になる土地で、今までずっと借りていた土地でした。その場所は、譲り受け人がミカンを植えている樹園地に隣接する場所で、譲り受け人にとっては大変便利のいい場所です。今回も 10 年契約になっていますが、後継者も出来て昨年農業者年金に加入していただいたりしており、後継者についても全く問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 39 号についてそれぞれ説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

1 0 番 10 番委員です。59 ページの申請地 4 は場所はどの辺りでしょうか。

事務局 《タブレット端末の電子地図で説明》

議 長 他に何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 39 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案ど

おり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 40 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは資料 65 頁をお願いします。議案第 40 号、非農地通知の対象とすることの決定について、を説明します。今回は通常分 1 件・3 筆・1,498 ㎡と同意書分 3 件・9 筆・12,112 ㎡の合計 4 件・12 筆・13,610 ㎡について、審議を頂きたいと思います。

通常分について説明します。資料の 65 頁をお願いします。物件 1 番から 3 番の 3 筆は西彼町上岳郷の物件で、資料は 66 頁から 71 頁です。申請者は長崎市旭町にお住いの方で、西彼町出身の方です。66 頁に申請地位置図、67 頁に付近近況図、68 頁に現況写真、69 頁・70 頁に字図、71 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

今回申請がありました対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、補足説明を 11 番委員をお願いします。

1 1 番 11 番委員です。21 日に、申請者の弟さんと確認しました。この土地は西彼農高の少し上にありまして、すぐ道路横ですが、竹や、雑木が生い茂ってとても農地になるところではありませんでした。非農地にして良いと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 40 号の通常分について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 40 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分 1 番から 3 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 40 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料の 72 頁をお願いします。議案第 40 号、非農地通知の対象とすることの決定についての同意書分を説明します。今回、申請者の方は 3 件、9 筆・12,112 ㎡となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、平成 30 年度の農地パトロール（利用状況調査）において、B 分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）の判定をしている農地を対象とし、土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、7 月 16 日以降 8 月 10 日までに受け付けた非農地通知同意書について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。物件 1 番から 9 番の 9 筆は西彼町の物件です。資料は 73 頁から 77 頁までです。申請者は島原市中町にお住まいの方と、西彼町にお住まいの方々です。

73 頁に西海市管内図、位置図の配置図資料を添付しました。74 頁に航空写真配図を添付しています。赤枠内の番号「1」が航空写真の番号「1」と連動しています。75 頁から 77 頁に対象地の航空写真を添付しています。航空写真内のナンバーが、申請対象地の番号と、数値が申請地の地番と連動しています。72 頁の申請地「1 番」申請地番「1676 番」の地図等の「西彼 1」について、74 頁の配置図 1 の赤枠「1」と 75 頁の西彼町下岳郷 1 の航空写真の「No. 1」、「1676」が、それぞれ連動しています。

申請地の方ですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。同意書分 3 件、9 筆、12,112 ㎡について審議をお願いします。当月分の累計として 72 頁の下段に計 12 筆、13,610 ㎡と記載しております。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案 40 号の同意書分 1 番から 9 番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 40 号の同意書分 1 番から 9 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。

議 長 次に報告事項について事務局お願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は 78 頁から 85 頁となります。今回は農地転用許可不要案件届出 1 件について報告します。

78 頁をお願いします。本件は携帯電話用無線基地局の設置を目的としたもので、申請地は西彼町宮浦郷字宮浦の畑 1 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 375 m²のうち 4 m²を携帯電話無線基地局建設用地として使用する申請となっています。工期は令和 3 年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日を予定しています。関係資料は 79 頁から 85 頁までで、79 頁に位置図、80 頁に付近近況図、81 頁に現況写真、82 頁に字図、83 頁に航空写真、84 頁に土地利用計画図・平面図、85 頁に立面図を添付しています。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今の報告について、皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 以上で全ての審議は終了しました。
皆さんの方から何かありませんか。

議 長 無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。
来月の総会は
日時 令和 3 年 9 月 27 日(月) 午後 2 時 00 分から
場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3 階会議室

代 理 これをもちまして西海市農業委員会第 8 回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和 3 年 8 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人